

# 入 札 説 明 書

緑区役所及び緑保健福祉センター  
清掃業務委託

千葉県財政局資産経営部契約課

令和5年2月6日千葉市公告第98号により公告した、緑区役所及び緑保健福祉センター清掃業務委託の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

## 1 一般競争入札に付する事項

### (1) 委託名

緑区役所及び緑保健福祉センター清掃業務委託

### (2) 委託場所

千葉市緑区おゆみ野3丁目15番地3外1か所

緑区役所外1か所

### (3) 委託期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで（長期継続契約）

## 2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和4・5年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該開札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から開札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

(3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業の登録を受けている者であること。

(4) 公告日から遡って5年の間に、2,600㎡以上の延床面積を有する施設の清掃業務を、元請として12か月以上継続して履行した実績を有する者であること。

## 3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間 公告の日の翌日から令和5年2月27日（月）午後5時まで

(2) 提出場所 千葉市財政局資産経営部契約課（千葉市役所本庁舎5階）

(3) 提出書類

- ア 委託業務経歴書（様式第3号）
- イ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業の登録証明書（写し）
- (4) 提出方法 ちば電子調達システムによる電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により提出資料を提出。ただし、やむを得ない理由により電子入札システムを利用できない者は、事前に後記8の契約事務担当課宛に電話連絡のうえ、令和5年2月27日（月）午後5時までに契約事務担当課へ提出すること。
- (5) 確認通知 令和5年3月7日（火）までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

#### 4 質問回答

##### (1) 当該業務の仕様に関する質問

###### ア 質問方法

令和5年3月7日（火）午後5時までに、後記8の契約事務担当課宛、別紙質問回答書を電子メールにて提出すること。

###### イ 回答方法

質問に対する回答は、千葉市「入札情報等」ポータルページ (<http://www.city.chiba.jp/business/hatchu/nyusatsujocho/index.html>) の「発注情報一覧」内の「業務委託」の当該案件のリンク先に、令和5年3月13日（月）までに掲載する。

##### (2) その他、入札参加資格確認申請書の提出及び入札手続等に関する質問

平日の午前9時から午後5時までの間に、後記8の契約事務担当課へ電話で問い合わせること。

#### 5 入札手続等

##### (1) 入札期間

令和5年3月7日（火）午前9時から令和5年3月20日（月）午後5時まで（電子入札システムの運用時間内に限る。）

##### (2) 開札日時及び場所（電子入札）

日 時 令和5年3月22日（水） 午前9時15分  
場 所 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市財政局資産経営部契約課入札室（立会い不要）

##### (3) 入札方法

###### ア 入札書の提出方法

令和5年3月20日（月）午後5時までに後記8へ電子入札システムにより提出すること。

ただし、紙入札が認められた場合は、入札書（別途送付する様式を用いること）を持参（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで）または書留郵便による郵送で入札期間内に提出すること。

紙入札による場合、入札書は二重封筒とし、入札書を商号又は名称及び委託名を記載した内封筒に入れて、入札参加資格申請時に登録した使用印鑑で封緘（糊付

け、封印)し、外封筒の表に「入札書在中」と朱書して提出すること。

イ 入札書に記載する金額

入札金額は、1年当たりの年額(12か月分)を記載すること。

入札金額は、当該業務委託の履行に要する人件費のほか、一切の諸経費等を含めて見積もること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札保証金

免除(ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。)

(5) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札候補者とする。

落札候補者は開札日の翌日(翌日が日曜日、土曜日及び休日にあたるときはその翌日)の午前中までに積算内訳書(前記3の契約事務担当課が指定する様式を用いること)を提出するものとする(期限までに提出がない場合、当該入札は無効とする)。

積算内訳書に不備がないことが認められた場合、当該候補者を落札者として決定する。

ただし、入札金額が低入札調査基準価格に満たない金額の場合は、落札候補者とならないことがある。この場合、当該入札者は、事後の事情聴取等低入札価格調査に協力しなければならない。事情聴取に協力しない場合、又は、調査関係書類を期限までに提出しない場合は、その者の入札を無効とする。

(6) 無効又は失格となる入札

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

ア 電子入札約款(平成24年4月13日施行)第7条各号に該当する入札は、無効とする。

イ 電子入札約款第8条各号に該当する入札は、失格とする。

ウ 入札約款第6条において無効と定める入札は、無効とする。

(7) 入札結果の通知方法

落札者を決定後、速やかに電子入札システムの落札決定通知書により、入札参加者全てに通知する。また紙入札方式へ移行した者が落札者となった場合は、電子メールにて落札者決定通知書を送付する。

6 再度入札の実施

(1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、再度入札を行う。

(2) 再度入札の回数は、1回とする。

- (3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、初回の入札で無効とされた者は参加できない。
- (4) 再度入札の実施については、電子メールにより方法等を通知する。

## 7 契約の手続等

- (1) 契約保証金
  - 要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）
- (2) 契約書作成の要否
  - 要
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨
  - 日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等の閲覧
  - 千葉市契約規則等は、後記8の契約事務担当課で閲覧できる。

## 8 契約事務担当課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市財政局資産経営部契約課契約第二班（千葉市役所本庁舎5階）  
電話 043-245-5089  
e-mail [keiyaku.FIA@city.chiba.lg.jp](mailto:keiyaku.FIA@city.chiba.lg.jp)

## 9 その他

- (1) 入札参加資格を有しない者の参加
  - 前記2（1）に掲げる入札参加資格を有しない者が競争入札に参加するためには、原則として、千葉県電子自治体共同運営協議会が運用する「ちば電子調達システム」により資格審査の申請手続きを速やかに行い、本市において、入札参加資格の認定を受け、かつ、令和5年2月27日（月）までに前記3の入札参加資格確認申請書の提出をしなければならない。
- (2) 契約締結の停止等
  - この調達契約は、「政府調達に関する協定」の適用を受けるため、千葉市入札適正化・苦情検討委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請等を受けた場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 本委託に係る令和5年度予算が議会の議決を得られない場合は、契約手続を中止する。
- (4) この契約を締結した翌年度以降の契約について予算が措置されない場合は、変更契約の締結又は契約の解除を行う。なお、変更契約の締結又は契約の解除により受注者が損害を受けることがあっても、発注者は損害賠償責任を負わない。